## 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

## 担当部局:科学技術・学術政策局基盤政策課

権限付与及び それによる事 業の概要	技術士試験の実施に関する事務			
根拠となる法令・条項	技術士法 第11条第1項	権限付与の形態	指定	
権限付与の要 件	・他に指定を受けた法人がないこと。 ・試験事務の実施計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 ・指定法人が、試験事務の実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。	公益法人要件の有 無	有	
権限付与法人名	公益社団法人日本技術士会	法律上複数指定の可否	不可	
検証結果	【権限付与の要件の妥当性】 権限付与法人を複数指定する場合、複数の試験が開催さの統一が困難であり、試験間の不平等が生ずる恐れがあるまた、試験事務の実施計画が適切であること、指定法人なを有することは、試験事務の安定性及び信頼性を維持する 【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 試験は適正かつ確実に実施されなければならないが、複のレベルの統一が困難であり、試験間の不平等が起こる可限付与法人が1つであることが適当である(技術士法第119) 【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】  試験は、文部科学大臣が自ら行うのと同程度に適正かつ一性・公平性を保つ必要があることから、試験機関は「指定必要である。 【他の主体による実施の可能性についての検討結果】  権限付与法人を複数指定する場合、複数の試験が開催さの統一が困難であり、試験間の不平等が生ずる恐れがある。	が必要な経理的及び技観点から妥当である。 数の法人で実施した場合を ではがあるとのである。 を第3項においてそのと でまに実施され、かつまる。 はよる単一法人である。 はなることとなり、試験の	が (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	
検証結果を踏まえた今後の 見直しの内容・ 見直し時期	技術士制度は、技術士等の業務の適正化を図り、もって科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的としており、本制度の必要性はますます高まっている。 試験は、文部科学大臣が自ら行うのと同程度に適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性を保つ必要があることから、権限付与法人を単一指定としている。 文部科学省としては、引き続き、公益社団法人日本技術士会において、試験事務が適正かつ確実に実施され、かつ、その均一性・公平性が維持されるように監督する。			

## 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

## 担当部局:科学技術・学術政策局基盤政策課

権限付与及び それによる事 業の概要	技術士及び技術士補の登録の実施に関する事務			
根拠となる法令・条項	技術士法 第40条第1項	権限付与の形態	指定	
権限付与の要 件	・他に指定を受けた法人がないこと。 ・登録事務の実施計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。 ・指定法人が、登録事務の実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。	公益法人要件の有 無	有	
権限付与法人名	公益社団法人日本技術士会	法律上複数指定の可否	不可	
検証結果	【権限付与の要件の妥当性】 権限付与法人を複数指定する場合、複数の機関において全体の把握が困難となる恐れがある。また、登録事務の実施計画が適切であること、指定法人がを有することは、登録事務の安定性及び信頼性を維持する 【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 登録は適正かつ確実に実施されなければならないが、複の機関において登録簿が存在することとなり、全体の把握が限付与法人が1つであることが適当である(技術士法第42至いてその旨規定)。 【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 技術士及び技術士補の登録は文部科学大臣が自ら行うの施され、かつ、法で定められた登録簿を一元的に管理するには「指定」による単一法人であることが必要である。 【他の主体による実施の可能性についての検討結果】  権限付与法人を複数指定する場合、複数の機関において全体の把握が困難となる恐れがある。	が必要な経理的及び技観点から妥当である。 数の法人で実施した場が困難になるとの理由 をで準用する第11条第 のと同程度に適正から、登	が から で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
検証結果を踏まえた今後の 見直しの内容・ 見直し時期	技術士制度は、技術士等の業務の適正化を図り、もって科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的としており、本制度の必要性はますます高まっている。 技術士等の登録は文部科学大臣が自ら行うのと同程度に適正かつ確実に実施され、かつ、法で定められた登録簿を一元的に管理する必要があることから、権限付与法人を単一指定としている。 文部科学省としては、引き続き、公益社団法人日本技術士会において、登録事務が適正かつ確実に実施されるように監督する。			